

国土交通省鉄道局鉄道事業課

JR 旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領の運用について

令和 6 年 3 月 29 日国鉄事第 890 号による改正後の「JR 旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領」（以下「新算定要領」という。）の運用に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 新算定要領第 2 章第 3 節 10. により研究開発費を算定する場合の取扱い

(1) 計画の公表

鉄軌道事業者は、新算定要領第 2 章第 3 節 10. により研究開発費を算定するときは、研究開発費の総括原価への適切な計上を確保するため、平年度における研究及び開発の計画、研究開発費の予定額等を公表する。国土交通省は、運賃の上限の認可に当たって、当該計画の妥当性及び実施の蓋然性を確認する。なお、鉄軌道事業者は、研究開発費の算定に当たっては、予定額が実績額とできる限り乖離しないよう、あらかじめ十分に精査して算定する。

(2) 認可条件

国土交通省は、新算定要領第 2 章第 3 節 10. により研究開発費を算定した鉄軌道事業者の運賃の上限の認可に当たって、平年度の最終年度の決算確定後速やかに、平年度における研究及び開発の実績、研究開発費の実績額等を公表することを認可の条件に付する。

(3) 計画等の変更

平年度における研究及び開発の計画、研究開発費の予定額等の変更の手続は、(1) を準用する。

2. 新算定要領第 2 章第 3 節 12. (1) (新算定要領第 3 章第 1. なお書きを含む。以下「方法①」という。) 又は (2) (以下「方法②」という。) により減価償却費等を算定する場合の取扱い

(1) 方法①の場合

ア 計画の提出及び公表

鉄軌道事業者は、方法①により減価償却費、固定資産及び建設仮勘定（以下「減価償却費等」という。）を算定するときは、減価償却費等の総括原価への適切な計上を確保するため、平年度を超える期間（以下「算定対象期間」という。）における設備投資計画、減価償却費等の予定額等を公表する。国土交通省は、運賃の上限の認可に当たって、当該計画の内容の妥当性及び実施の蓋然性を確認する。

イ 認可条件

国土交通省は、方法①により減価償却費等を算定した鉄軌道事業者の運賃の上限の認可に当たって、以下の条件を付する。

- i 認可の有効期間は、算定対象期間に、2年以内で運賃改定手続に要する期間を加えた期間とする。
- ii 算定対象期間の最終年度の決算確定後速やかに、減価償却費等の実績額等を国土交通省に報告する。
- iii 算定対象期間中の減価償却費等の予定額に実績額が達したときは、iの認可の有効期間に係る条件を解除する。
- iv 算定対象期間中の減価償却費等の予定額に実績額が達しなかったときは、以下のいずれかの措置を講ずる。
 - ・ 利用者のサービス改善等に資する新たな設備投資への充当
鉄軌道事業者は、算定対象期間終了後速やかに、予定額と実績額の差額を上回る投資額の、利用者のサービス改善等に資する新たな設備投資について、その計画、投資額等を公表の上、実施する。
 - ・ 運賃の値下げの原資への充当
鉄軌道事業者は、認可の有効期間終了日の翌日から起算する平年度における総括原価と収入を比較する。収入が総括原価を上回った場合は、算定対象期間終了後2年以内に運賃改定を行う。その際、予定額と実績額の差額に相当する額を、運賃改定後3年間の総括原価から控除する。
- v ivに加えて、算定対象期間中の減価償却費等の予定額に実績額が達しなかったときは、認可の有効期間終了日の翌日から起算する平年度における総括原価と収入を比較する。収入が総括原価を上回った場合は、収入が総括原価を上回らない水準に運賃の上限を引き下げる。

ウ 計画等の変更

アは、算定対象期間における設備投資計画、減価償却費等の予定額等の変更について準用する。

(2) 方法②の場合

ア 計画の提出及び公表

- i 鉄軌道事業者は、方法②により減価償却費を算定するときは、減価償却費等の総括原価への適切な計上を確保するため、平年度における政策的に必要性が高く加速

化すべき設備投資の計画、その類型及び予定額並びに未償却残高を前倒しする既存の設備投資及び前倒しする減価償却費の金額等を公表する。国土交通省は、運賃の上限の認可に当たって、当該計画の内容の妥当性及び実施の蓋然性を確認する。

ii 政策的に必要性が高く加速化すべき設備投資の類型は、例えば、以下のものが挙げられる。

- ・ 国土強靱化関係
- ・ 安全対策関係
- ・ 環境対応関係
- ・ 輸送力強化関係
- ・ DX関係
- ・ インバウンド対応関係
- ・ バリアフリー化関係
- ・ 人材確保関係

iii 前倒し可能な減価償却費は、政策的に必要性の高い設備投資に対応する既存設備の未償却残高総額の50%を限度とし、残存期間から一定割合を均等に前倒しするものとする。

イ 認可条件

国土交通省は、方法②により減価償却費を算定した鉄軌道事業者の運賃の上限の認可に当たって、以下の条件を付する。

i 認可の有効期間は、3年間に、2年以内で運賃改定手続に要する期間を加えた期間とする。

ii 平年度の最終年度の決算確定後速やかに、平年度における政策的に必要性が高く加速化すべき設備投資の実績額、平年度経過後から起算して3年間における減価償却費等を国土交通省に報告する。

iii 前倒しした減価償却費の金額に平年度における政策的に必要性が高く加速化すべき設備投資の実績額が達しなかったときは、以下のいずれかの措置を講じる。

- ・ 利用者のサービス改善等に資する新たな設備投資への充当

鉄軌道事業者は、平年度終了後速やかに、前倒しした減価償却費の金額と平年度における政策的に必要性が高く加速化すべき設備投資の実績額の差額を上回る投資額の、利用者のサービス改善等に資する新たな設備投資について、その計画、投資額等を公表の上、実施する。

- ・ 運賃の値下げの原資への充当

鉄軌道事業者は、認可の有効期間終了日の翌日から起算する平年度における総括原価と収入を比較する。収入が総括原価を上回った場合は、平年度終了後2年以内に運賃改定を行う。その際、前倒しした減価償却費の金額と平年度における政策的に必要性が高く加速化すべき設備投資の実績額の差額に相当する額を、運賃改定後3年間の総括原価から控除する。

iv 平年度の減価償却費に平年度経過後から起算して3年間における減価償却費が達したときは、iの認可の有効期間に係る条件を解除する。

v 平年度の減価償却費に平年度経過後から起算して3年間における減価償却費が達しないときは、認可の有効期間終了日の翌日から起算する平年度（以下「次の平年度」という。）における総括原価と収入を比較し、収入が総括原価を上回らない水準に運賃の上限を引き下げる。

なお、次の平年度における減価償却費の算定においては、既存設備の未償却残高から前倒しした額は、それぞれの設備における次の平年度の減価償却費から控除する。

ウ 計画等の変更

アは、平年度を超える期間における設備投資計画、減価償却費等の予定額等の変更について準用する。

(3) その他

方法①及び方法②により算定するときは、これにより運賃水準が急激に上昇し利用者の利益を損なうことのないよう留意する。